

県内乳用牛農場で搾乳された生乳に  
抗菌性物質が残留していたため、同一のタンクローリー乳が  
全量廃棄になる事例がありました。  
**このようなことがないよう、  
改めて搾乳前の確認をしっかりと行いましょう！**

経緯：9月17日（金）午前、抗菌性物質が投与された乾乳牛から搾乳し、出荷後の検査で残留判明。約6.5トンが廃棄されました。

原因：従業員間の情報共有が不十分だったこと。  
通常時には、乾乳中であることを示す表示板が設置されていたが、当日は落下しており、担当者が目視確認できない状態でした。

## 抗菌性物質が残留している生乳を出荷してしまうと・・・

乳等省令では「乳等は抗菌性物質（抗生物質およびその他の化学的合成品たる抗菌性物質に限る）を含有してはならない」と規定されており、抗菌性物質が残留している生乳を出荷してしまうと**食品衛生法違反**となります。

治療中の牛を誤って搾乳し、残留乳を出荷してしまうと、場合により、乳業工場内のストレージタンクに投入されてしまい、タンクの大きさにもよりますが50トン以上の被害になることもあります。

## 抗菌性物質が残留している生乳の出荷を防ぐために・・・

- ①治療したらマーキングする（テープやカラースプレー等を使用し2重、3重に）。対象牛を隔離しておくことが望ましい。
- ②治療牛や搾乳してはいけない牛を連絡板等で搾乳者全員が搾乳前後に確認する。（酪農ヘルパーへの連絡は必ず文書で行う）
- ③出荷制限期間経過後、確認検査を受け、陰性になってから出荷する。
- ④乾乳軟膏を注入した場合にも、分娩後5日間は出荷できないので、前日に確認検査を受けること。
- ⑤獣医師から渡された乳房炎軟膏等は、指示された用法・用量を守ること。もし、余った場合でも勝手な判断でほかの牛に投与しない。

## 滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511

FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486



（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145

FAX:0740-22-6681

緊急携帯:080-6176-8052

